

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の目的

吉川市では、男女共同参画社会基本法<sup>※1</sup>が制定される以前の平成7年（1995年）に「よしかわパートナーシップアクション22」、平成14年（2002年）にはその改訂版である「よしかわパートナーシップアクションⅡ」、また、平成21年（2009年）には「吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。さらに、平成16年（2004年）には「吉川市男女共同参画推進条例」を施行するなど、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画にかかる意識の啓発や各種施策の推進に努めてきました。

この間、人々の生活を取り巻く社会環境は大きな変化を続けてきました。社会全体で少子高齢化や人口減少が加速し、不安定な経済状況などの影響もあり、人々の価値観や生活スタイルに変化や多様性が生まれています。そのような中で、すべての人が性別に関わらずそれぞれの個性と能力を最大限に発揮できる豊かで活力ある社会を築くためには、社会環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

我が国における法整備の面では、平成19年（2007年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、平成20年（2008年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、さらに平成22年（2010年）には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正がなされるなど、その充実が図られてきました。しかし一方では、未だ性別で役割を決めてしまう考え方（性別役割分担意識）が残っており、政策・方針決定過程への参画、職場における能力発揮、男女間のさまざまな暴力など、多くの課題が残されています。

こうした流れを踏まえ、これまでの取り組みを引き継ぎ、発展させる新たな計画として、市民との連携・協働による男女共同参画社会の実現をめざすことを目的に「第3次吉川市男女共同参画基本計画」を策定しました。

---

### ※1 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の実現のための基本的考え方と、国や地方自治体と国民、それぞれの役割と責任を定めた法律です。この法律において、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義づけるとともに、その形成のために5つの基本理念（①男女の人権の尊重②社会における制度又は慣行についての配慮③政策などの立案及び決定への共同参画④家庭生活における活動と他の活動の両立⑤国際的協調）を定めています。

## 第2節 国内外の男女共同参画に関わる動き

### 1 世界、国の動き

---

国際連合が昭和50年(1975年)を「国際婦人年」、それに続く10年を「国連婦人の10年」と定め、昭和54年(1979年)に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。

近年では、その動きはますます活発化するとともに、「国連環境・開発会議」「世界人権会議」「国際人口・開発会議」などのさまざまな世界会議において、環境、人口、貧困等の地球的規模の課題解決のためには、女性の地位向上と参画が不可欠であることが認識されています。

我が国でも、昭和50年(1975年)の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が制定、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の制定や改正、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正等により、法制度面の整備が進められましたが、平成22年(2010年)に、指導的地位への女性の参画促進や雇用・セーフティネットの構築など、現状とこれまでの反省に基づく課題を盛り込み、さらに実効性のある行動計画として「第3次男女共同参画基本計画」が策定されています。

### 2 埼玉県の動き

---

埼玉県では、こうした世界や国の動きに呼応し、庁内における推進体制や諮問機関の整備に取り組むとともに、平成12年(2000年)には全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定、平成22年度(2010年度)までを計画期間とする「埼玉県男女共同参画推進プラン」を策定し、施策の推進を図ってきました。この計画の中間年にあたる平成19年(2007年)には、その間の社会情勢や県民ニーズに対応するための計画の見直しを図っています。

また、平成20年(2008年)には「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の改定を行い、平成21年(2009年)からは男女共同参画推進センターや併設するキャリアセンターにおいて、経済的な助成をはじめとした女性の就労支援に努めるなど、取り組みの一層の充実を進めています。

### 3 吉川市のこれまでの取り組み

吉川市では、平成7年（1995年）に「よしかわパートナーシップアクション22」、平成14年（1997年）にそれを引き継ぐ「よしかわパートナーシップアクションⅡ」を策定して以降、男女共同参画社会実現に向けたさまざまな取り組みを進めてきました。平成16年（2004年）には、市民や企業と行政が互いに協力しあって男女共同参画を推進し、男女共同参画社会をめざすことを目的に「吉川市男女共同参画推進条例」を施行、各年度の男女共同参画に関する事業の進捗状況を公表することなどを定めました。

その後、平成21年（2009年）には「吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定するとともに、「吉川市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、国や県と連携しながら女性に対する暴力の根絶に向けた対策の強化を図っています。

また、吉川市の男女共同参画の推進には、市だけでなく市民の皆さんとともに進めてきた背景があります。本計画についても、男女共同参画審議会や市民ワークショップ、男女共同参画計画策定基礎調査、市民団体ヒアリングなど、さまざまな形の市民参画のもと、策定したところです。

### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、吉川市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、「第5次吉川市総合振興計画」の分野別の個別計画としての性格をもつとともに、国や県、吉川市における他の各個別計画との整合を図ったうえで策定しています。

### 第4節 計画の期間

本計画は、平成24年度（2012年度）から平成33年度（2021年度）までの10年間の計画です。ただし、国内外の社会情勢の変化や国の制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
前期計画									
			見直し	後期計画					